

別紙 1－5 美術館・文書館壁面展示ケース基準仕様書

壁面展示ケースの基準仕様は以下のとおりとする。本仕様を超える提案は事業者の提案に委ねる。

1 寸法

(1) 美術館

・通常部分

H4000mm（有効内寸 H3500mm／下部パネル H700mm、上部パネル H1000mm、有効ガラス面 H2300mm、視野角調整パネル使用時有効ガラス面 H1400mm）×棚内展示有効奥行寸法 D1200mm

・一部大型部分（W7200mm 程度を確保）

H5500mm（有効内寸 H5000mm／下部パネル H700mm、上部パネル H1000mm、有効ガラス面 H3800mm、視野角調整パネル使用時有効ガラス面 H1400mm）×棚内展示有効奥行寸法 D1200mm

(2) 文書館

H3500mm（下部パネル H800mm、ガラス H1800mm、上部パネル H900mm）×棚内展示奥行有効寸法 D1000mm 程度

2 扉

フラット扉タイプ（手動式）

3 気密性能

エアタイト型

- (1) エアタイト仕様 空気交換率 0.5 回／日以下の性能を有すること。
- (2) ケース内部からの有害物質の放散を抑えるとともにケース外部からの有害物質の侵入がない構造とすること。
- (3) 展示ケース内部の酢酸、ギ酸、アンモニア、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド濃度を測定し、県に報告書を提出すること。当該物質については、美術館・博物館のための空気清浄化の手引き（平成 31 年 3 月版）（東京文化財研究所）（別紙 7－3）に示されている空気質ののぞましい値以下に収めること。（酢酸 170ppb 以下、ギ酸 10ppb 以下、アンモニア 30ppb 以下、ホルムアルデヒド 80ppb 以下、アセトアルデヒド 30ppb 以下）

4 温湿度性能

温湿度は諸元表（美術館）（別紙 1－2）及び諸元表（文書館）（別紙 1－4）にて指定された設置室の温湿度に倣うほか、調湿剤ボックスにカセットタイプの調湿剤が設置可能なこと。また過去 3 年間に納入したエアタイトケースでの上記性能を示すデータ

を提出すること。

納入前及び納入後にデータロガーにて所定の期間測定を行い、県に報告書を提出すること。

5 フロントガラス

高透過ガラス厚さ 10mm 以上＋両面低反射高性能フィルム貼り（飛散防止機能兼用）

6 熱切ガラス

照明による温度上昇や紫外線が展示品に与える影響を最小化する適切な仕様とすること。

7 照明装置（ベース照明）

- （１） 上部照明：LED 照明 2 色（調光・色温度可変式、角度が調整できるものとする）、ライティングレール（調光式）・スポットライト別途
- （２） 下部照明：LED 照明 2 色（調光・色温度可変式、角度が調整できるものとする）、ライティングレール（調光式）・小型 LED ライト別途
- （３） 床面の照度について、美術館は 300 ルクス、文書館は 200 ルクス以上を確保し、調光可能とする。展示面において均斉度を中心部より有効展示範囲（監督職員と協議の上決定）で 0.7 以上を確保すること。
- （４） 照明演色性は平均演色評価数（R1～R8）Ra95 以上を確保すること。分光分布図、演色評価数を示すデータを県へ提出すること。
- （５） 調光は 5～100%の範囲でスムーズな調光が可能とする。
- （６） 色温度は 2700K～4200K程度の範囲内で無段階調整可能とする。
- （７） 熱切ガラスによって、照明器具から放出される熱をエアタイト空間に流入しないようにすること。

8 照明装置（ライティングレール、スポットライト）

- （１） 熱切ガラスの内側にライティングレールを設けること。
- （２） スポットライトの仕様に関しては、事前に県と協議を行うこと。
- （３） スポットライトは、展示ケース上部のパネルを開放して、ケース外から着脱を行うことができるものとする。
- （４） スポットライトの調光は、スポットライト本体に調光装置を備えた個別調光タイプによるものとする。

9 内装

「不透湿下地板＋無機質系中性調湿板＋平織布クロス」又は同等以上の仕様とする。
美術館壁面展示ケースには、背面可動パネルを設置すること。

10 ピクチャーレール

アルマイト仕上げとし、耐荷重 70 kg の、壁面付けタイプとすること。

11 外装

スチールパネル アクリル焼付塗装仕上げ（指定色とし、色彩は県と協議の上決定する）

こと。)

1 2 免震装置

免震装置 免震装置置き式とする（什器備品リスト（美術館）（別紙 8－2）及び什器備品リスト（文書館）（別紙 8－4）を参照のこと。)

1 3 一般事項

- （1） 使用する主要部品、部材は日本工業規格（JIS）又は国際標準化機構（ISO）に準拠すること。
- （2） 展示ケース一式は JIS 表示認定、ISO9001 又は ISO14001 認定、又は同等の規格認定を受けた工場又は会社で管理して製作、設置を行うこと。

1 4 実績

過去 10 年間に重要文化財を有する国公立の博物館・美術館施設へ同等品エアタイト展示ケースの納品実績を有すること。